－今号の目次－

* 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」（第十二報）が発出される 1
* 保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）（令和３年度補正予算分）について 5
* 2021年版『保育現場における感染症の知識と対応』の改訂増補版を刊行 7

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」（第十二報）が発出される**

オミクロン株が拡大し、全国で327の保育所等が休園（令和4年1月20日時点／厚生労働省調べ）するなど、保育現場に大きな影響を与えています。

オミクロン株の流行状況を踏まえた政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等を踏まえ、標記Q&Aに関して、感染が拡大した地域における濃厚接触者の取扱い等に関して追記・修正が行われ、発出されました。

発出された文書においては、「保育所等は、社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者として位置付けられているところであり、引き続き、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所いただくようお願いするととともに、（中略）新型コロナウイルス感染症補助金等を活用し、代替要員や自費検査などの支援を積極的に行っていただくことで、必要な方に対する保育が継続して実施されるよう配慮をお願いします」とされています。

以下に、追記・修正が行われたQ&Aの概略を掲載するとともに、追記・修正箇所を抜粋します（追記・修正箇所(下線部)は抜粋箇所、赤字は全保協事務局）。

|  |
| --- |
| （保育所の開園関係）問3　子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。〇　子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該子どもの保護者に市区町村から登園を避けるよう要請。〇　登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間（※）を目安とする。（※）令和4年1月14日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（以下「令和4年1月オミクロン株関連事務連絡」という。）において、‧ オミクロン株への置き換わり率（L452R 変異株PCR 検査の陰性率）が70％以上となった自治体において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者をオミクロン株の陽性者として取り扱うこと‧ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたオミクロン株の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、陽性者との接触等から10日間とすることをお示ししています。具体的にこの取扱いを適用できるかについては、各自治体の衛生部局等と連携し、適切に条件を判断した上で、実施することとしてください。この場合、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」の別紙3．中「2週間」とあるのは「10日間」と読み替えてください。 |
| （保育士が不足した場合など業務継続が困難となり得る場合への対応）問4-1　保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。〇　新型コロナの対応に伴い、保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たせなくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」に基づき、保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取り扱う。〇　多くの保育士が濃厚接触者に特定されるなどのため、一定期間保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられる。〇　保育士の子どもが通う小学校の休業等により保育士が出勤できない場合は、その保育士が、放課後児童クラブやその他のサービスを受けることについて調整したり（※1）、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取り組みをお願いする（※2）。（※1）「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について（令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです。（※2）「令和4年1月オミクロン株関連事務連絡」において、‧ オミクロン株への置き換わり率（L452R 変異株PCR 検査の陰性率）が70％以上となった自治体において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者をオミクロン株の陽性者として取り扱うこと‧ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたオミクロン株の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、陽性者との接触等から10日間とすることに加え、‧ 地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下で、濃厚接触者とされた保育士を含む社会機能維持者（※3）については、PCR検査又は抗原定量検査を用いる場合は陽性者との接触等から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目に検査を行い、陰性であった場合には、10日を待たず、待機を解除する取扱いを実施できることとされています。なお、当該検査は社会機能維持者の所属する事業者において実施し、検査費用についても、当該事業者が負担することとします。具体的にこの取扱いを適用できるかについては、各自治体の衛生部局等と連携し、適切に条件を判断した上で、上記の事務連絡に記載される検査の実施方法等を十分に御確認して実施することとしてください。（※3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月19 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「(別添)事業の継続が求められる事業者」の「４．社会の安定の維持 ⑦育児サービス（託児所等）」には、保育所、認定こども園、放課後児童クラブが含まれます。 |
| 問4-2　代替保育士の確保や濃厚接触者となった保育士のために行う自費検査等の費用について、既存の補助金の活用は可能であるか。〇　保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））は、保育所等において保育を継続的に実施するために必要な経費として、以下の利用目的に係る費用なども対象にしていますので、必要に応じて御活用ください。* 保育所等において代替職員の確保に必要な経費
* 行政検査の対象とならず、やむを得ず保育所等の負担で職員がPCR検査等の検査　を受けた際に要した経費
* 地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会維持機能者について、10日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費
* 職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で施設が医療用抗原検査キットを購入する経費（自治体による一括購入による配布やそのための備蓄を含む。）
* その他自治体が保育の継続に必要な経費として認めるもの（他の補助制度の活用ができないもの）
 |
| （感染症の予防について）問5　新型コロナウイルス感染症を予防するために注意すべきことはあるか。〇　手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒で手指を清潔に保つ。〇　手が触れる机やドアノブなどを消毒用アルコールで消毒。〇　定期的な換気。〇　保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の支援として、令和３年度補正予算においても、従来から引き続き、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な超過勤務手当や特別勤務手当などのかかり増し経費のほか、感染防止を図るために必要なマスク・消毒液などの衛生用品の購入等の経費について補助を行っています。また、同補正予算では、新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）等に必要な経費について、補助を行っています。また、これらのほか、保育士の業務負担軽減のために消毒作業等の周辺業務を行う保育支援者の配置に係る補助事業を設けています。具体的な事業内容等については、市町村にお尋ねいただくとともに、これらの感染防止に資する各種事業を積極的に御活用いただくようお願いします（問4-2 も参照のこと）。〇　必要な衛生・防護用品について、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して使い捨て手袋等が供給できるように、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っていますので、必要に応じて御活用ください。（都道府県等への配布は令和３年度までですが、令和４年度において、これまでの配布により都道府県等に備蓄された手袋等を社会福祉施設等に対して供給することが可能です。） |
| （緊急事態宣言後の対応）問10-1　令和2年4月7日付け事務連絡にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」には、どのようなものが想定されるか。〇　各都道府県における休業要請等の内容や、市区町村の実情を踏まえて検討いただくものではありますが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において例示されている「事業の継続が求められる事業者」（※）を踏まえ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。なお、この例示の４．⑦育児サービス（託児所等）には保育所、認定こども園、放課後児童クラブが含まれています。 |

内容の詳細は下記ホームページの「90」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆　保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）（令和３年度補正予算分）について**

令和4年1月19日に都道府県・指定都市・中核市宛てに標記連絡が発信され、1月24日にはFAQの更新版が発信されています。

本事業は、保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、令和2年度の累次の補正予算に続き、令和3年度補正予算においても、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な職員への手当などのかかり増し経費のほか、感染防止を図るために必要なマスク・消毒液などの衛生用品の購入等の経費について補助されるものです。

また、本ニュースの1つめの記事で記載のとおり、オミクロン株が拡大するなか、代替保育士の確保や濃厚接触者となった保育士のために行う自費検査等の費用について、本補助金の活用が可能である旨（1つ目の記事のうち、問4-2）が、FAQに追加され、発出されています。

下記に注意が必要なFAQの概略を記載します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 質問 | 回答 |
| 1 | いつからいつまでの期間に実施したものが補助対象か。 | 令和3年度（令和3年度補正予算分）における補助は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間に行う事業が対象となる。 |
| 2 | 物品等を購入し、令和3年度中に納品されたが、支払いが令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了とされるか。 | 物品等の購入については、令和3年度中に納品されていれば、支払が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされる。 |
| 2 | 令和3年3月分までの手当等の支給が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされるか。 | 手当等の支給については、令和4年3月分までの業務に係る手当等であれば、支給が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされる。 |
| 4 | 同一法人が同じ敷地内で保育所と地域型保育事業を行っている場合は、両方から申請が可能か。 | 保育所等の施設と地域型保育事業の両方を行っている場合は、それぞれ上限額まで申請が可能。 |
| 4 | 延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）を行っている場合は申請可能か。 | 延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）を行っている場合は、当事業とは別に、子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）による補助を活用いただく。 |
| 9 | 職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した費用を支給することは可能か。また、万が一職員が施設に出勤後に発熱した際に備え、施設で医療用抗原検査キットを購入しておきたいが、対象経費として認められるか。 | 本事業については、No.6でお示しのとおり、職員に対する手当等の支給などに御活用いただきたい。PCR検査費用等については、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず施設の負担で検査を受けることとなった場合（保育所等が行政検査の対象とならない）等については、事業を継続的に実施していくために必要な経費として、その費用を補助対象とすることは差し支えない。また、医療用抗原検査キットについても、事業を継続的に実施していくために、必要な範囲であれば、その費用を補助対象とすることは差し支えない。 |
| 10 | かかり増し経費として手当等を支給する際、勤務時間外の業務でなければ対象経費とならないのか。 | 感染症対策に関する業務の実施として、通常よりもかかり増した手当等の支給であれば、勤務時間外に限るものではない。 |
| 24 | この事業は令和3年度予算であるが、令和4年度にもこの予算は活用できるようになるのか。令和3年度に支出したものを令和4年度に交付申請できるのか。 | 本事業は、令和3年度に実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための事業であり、令和3年度の事業実施にご活用いただくもの。ただし、年度内の交付申請手続きが困難な場合は、令和4年度においてもこの予算が活用できるように、厚生労働省において予算の繰り越し（本省繰越）が行われる。その場合の交付申請には、注意が必要となるため、FAQのNo.24の回答原文をご参照ください。 |

内容の詳細は下記ホームページの「89」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆　2021年版『保育現場における感染症の知識と対応』の改訂増補版を刊行**

全国保育協議会では、平成20年6月に『保育現場における感染症の知識と対応』を発行して以来、改訂増補を重ね、多くの保育関係者の皆さまにご活用いただいてきました。

このたび、令和3年8月に厚生労働省より「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2021（令和3）年8月一部改訂）」が発出されたことに伴い、『2021年版　保育現場における感染症の知識と対応』の改訂増補版を刊行しました。

本改訂増補版に収録している「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2021（令和3）年8月一部改訂）」には、新型コロナウイルス感染症に関するコラムも掲載されています。

保育者が理解しておくことが必要な感染症の基礎的な知識から、実際の感染症の予防の方法、感染症が発生した場合の対策方法、感染症予防の体制を構築するための園医・看護職の位置づけや役割、関係機関との連携等、広く保育関係者に活用いただける内容となっています。

詳細については全保協ホームページの「書籍案内」ページにてご確認ください。

○定価　1,000円（税込・送料別）

○お申し込み方法

下記のURLより、申込書（チラシ）をダウンロードのうえ、販売業務委託先のトロルにFAXいただきますようお願いいたします。



<http://www.zenhokyo.gr.jp/syoseki/syoseki.htm>

【書籍の購入に関するお問合わせ先】

トロル　ＴＥＬ ０４２―３９２―５３０４

ＦＡＸ ０１２０―４５６―４７６